

令和2年12月11日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品等事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策の
周知について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生課から次のとおり事務連絡がありました。
今般、「外食業の事業継続のためのガイドライン」が一部改正されました。
つきましては、本件につきまして貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。
また、県ホームページ「飲食店等における新型コロナウイルス感染防止のためのガイドラインについて」も参考としてご活用いただくよう併せてお知らせくださるようお願いいたします。

- 内閣官房ホームページ
「新型コロナウイルス感染症対策」
<https://corona.go.jp/>
↓
最新情報
令和2年12月3日：「業種ごとの感染予防拡大ガイドラインを更新しました。」
- 外食業の事業継続のためのガイドライン
http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_201130kai.pdf
- 神奈川県ホームページ
「飲食店等における新型コロナウイルス感染防止のためのガイドラインについて」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/gyousyubetsuguideline.html>